

林業土木工事における週休2日促進工事（現場閉所）実施要領

1 目的

本要領により「週休2日促進工事（現場閉所）」として実施することで、建設現場における週休2日の更なる推進及び質の向上を図ることを目的とする。

2 発注方式

受注者希望方式

工事着手前に受注者が「週休2日促進工事（現場閉所）」に取り組む旨を発注者に協議し、4週8休相当以上の現場閉所に取り組む方式。

3 適用日

令和7年2月14日以降に入札の公告又は見積りの通知を行う、現場閉所による週休2日取得が可能な全ての工事に適用する。

4 概要

(1) 対象工事

契約後に受発注者協議により、現場閉所に取り組むこととなった工事

(2) 補正方法

「4週8休相当以上」の現場閉所を達成した場合は、設計変更により増額変更する。

(3) 特記仕様書

設計書に「週休2日促進工事（現場閉所）特記仕様書」を添付する。

5 対象外工事

発注者が「週休2日促進工事（現場閉所）」に適さないと判断した工事は対象外とするが、「週休2日促進工事（交替制）」の実施が可能か検討することとする。

また、以下のいずれかに該当する工事は、原則「週休2日促進工事」制度の対象外とする。

(1) 緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でない判断される工事

(2) 現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事

なお、対象外として発注したものの、契約後に受注者から「週休2日促進

工事（現場閉所）」に取り組む旨の協議があった場合は、発注者が工事目的を達成できると判断した場合に受注者希望方式の対象工事とすることができる。＊

※ 現場条件（出水期間内の施工、関連工事との工程調整等）により、工期に制限や制約が生じるために対象外として発注した工事について、受注者からの提案により、工期の制限や制約を遵守しつつ週休2日の確保が可能と判断できる場合。

6 「週休2日促進工事（現場閉所）」の実施内容

(1) 工事現場について

原則、対象工事現場において、完全週休2日^{※1}の現場閉所^{※2}を確保することとするが、警備業者などの建設工事の請負契約に該当しない業者については対象としない。

ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日の現場閉所を確保できない場合は、振替休日により週休2日（4週8休相当以上）の現場閉所を確保するものとする。

※1 完全週休2日とは、毎週2日の休日を確保することをいう。

※2 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 技術者について

対象者は、現場代理人・主任技術者・監理技術者とし、完全週休2日を確保するものとする（内業のみの日は勤務日として扱う）。

ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は振替休日により週休2日（4週8休相当以上）を確保するものとする。

7 補正対象

設計額算出時の週休2日に係る補正対象は、労務費（公共事業労務費調査対象の51職種及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工、技術者（下水道））、機械経費（賃料）、市場単価、土木工事標準単価及び間接工事費率とする。

8 実施の流れ

(1) 工事発注時

ア 発注者は「週休2日促進工事」の経費補正を行わずに予定価格を算出する。

イ 設計書に「週休2日促進工事（現場閉所）特記仕様書」を添付する。

(2) 工事契約後の初回打合せ

受注者は、契約後速やかに「週休2日促進工事（現場閉所）」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行う。協議後に、現場閉所日（計画）を設定した計画工程表（任意様式）を作成する。施工条件を踏まえて工期日数が不足する場合は、工期日数の付与について監督員と協議できるものとする。

(3) 初回打合せ～実績確認

ア 受注者は、施工計画書の提出時に、工事現場及び技術者の週休2日の取得が確認できる計画工程表（任意様式）を監督員へ提出する。

工事現場及び技術者ともに4週8休相当以上を達成可能な計画とする。

なお、天候等によりやむを得ない場合は、協議のうえ工期の始期や終期での休日の設定による一定程度の休日の偏りは可能とする。

イ 受注者は、「週休2日促進工事（現場閉所）」である旨（任意様式）を、工事看板等で施工現場に掲示する。

ウ 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に、休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

エ 発注者は、必要に応じ休日の取得状況及び工程の進捗状況について確認する。

オ 受注者は、作業日報・出勤簿等により、工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式」（任意様式）を作成し、現場完了日以降、監督員へ速やかに提出する。

カ 発注者は、工事現場及び技術者の週休2日の確保状況を以下により確認する。

【工事現場の確認方法】

現場閉所実施日数(b) \geq 実施対象期間(a)^{※1}から算出される現場閉所日数
(= 実施対象期間(a) \times 8 / 28)

※1 実施対象期間(a)とは、現場着手日^{※2}から現場完了日^{※3}のうち、年末

- 年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間^{*4}を除いた期間をいう。
- ※2 現場着手日とは、工事施工区域内で何らかの作業に着手した日をいう。
- ※3 現場完了日とは、工事施工区域内で全ての作業が完了した日をいう。
- ※4 その他期間とは、以下の期間をいう。
- ・工場製作のみの期間
 - ・工事事務等による不稼働期間
 - ・天災(豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等)に対する突発的な対応期間
 - ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ・工事の全面中止期間
 - ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

【技術者の確認方法】

対象者休日取得日数 \geq 実施対象期間(e)^{*}から算出される対象者休日日数
 (= 実施対象期間(e) \times 8 / 28)

- ※ 実施対象期間(e)とは、契約日から工期末のうち、年末年始6日間、夏季休暇3日間及びその他期間を除いた期間をいう。

【参考イメージ】



(4) 設計変更

発注者は、4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合は、次の表に基づき、該当する補正係数を乗じる。

現場閉所が4週8休相当未満の場合は、補正を行わない。

【補正係数の一覧表】

	4週8休相当以上
労務費	1.05
機械経費(賃料)	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06
市場単価 土木工事標準単価	別紙「市場単価・土木工事標準単価の週休2日補正係数」による

(5) 竣工検査

ア 受注者は、上記8(3)-オで監督員に提出した「工事現場及び技術者の休日取得実績が確認できる様式」(任意様式)を竣工書類に添付する。

イ 発注者は工事成績評定において、受注者から提出された休日取得実績表(任意様式)に基づき、加点対象となるか判断の上、以下により加点を行う。

(ア)技術者が週休2日(4週8休相当)を取得した場合、工事成績評定の「創意工夫」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

(イ)工事現場が週休2日(4週8休相当)の現場閉所を行った場合、工事成績評定の「社会性」項目を加点評価し、取得できていない場合は減点しない。

(ウ)技術者又は工事現場のどちらかのみが週休2日(4週8休相当)を達成した場合は、加点対象項目のみに加点評価する。

(エ)技術者及び工事現場ともに週休2日(4週8休相当)を達成した場合、「創意工夫」項目及び「社会性」項目の両方に加点評価する。

【工事成績の加点内容の一覧表】

創意工夫	社会性	合計加点
技術者が週休2日(4週8休相当)を達成	工事現場が週休2日(4週8休相当)を達成	
(+3点) +1.2点	(+5点) +1.0点	+2.2点
評定者：一般監督員	評定者：検査職員	